

在中国日系企業が直面している様々な環境制度への対応や環境に関する諸問題の解決に寄与するために、JETRO広州は、中国の環境政策や関連法規、環境制度の専門知識などに関する最新情報を定期的に発信して参ります。皆様のお役立てれば幸いに存じます。本メルマガの内容についてご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

[2022年1月号 目次]

○企業摘発事例

2022年全国初の炭素排出に対する行政処罰が実施

○政策規則解説

『産業固形廃棄物台帳作成ガイドライン(試行)』

○2022年全国初の炭素排出に対する行政処罰 炭素排出枠を期限通りに履行しなかった違法事例に調査・行政処罰

<事例紹介>

2022年1月1日、蘇州市生態環境総合行政法執行局は張家港市のある企業に対して生態環境安全検査を行ったところ、当該企業は2019年～2020年における炭素排出枠を期限通りに履行できていなかったことが判明した。同事例は全国初の炭素排出枠を期限通りに履行しなかった事例となった。

<法律根拠>

『炭素排出権取引管理方法(試行)』第10条

炭素を排出する重点企業は、温室効果ガスの排出をコントロールした上で、炭素排出のデータ報告および期限通りの排出枠の履行、排出権取引や関連活動の情報開示をする必要がある。また、生態環境主管部門の監督・管理を受ける必要がある。

(出所：http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/06/content_5577360.htm)

○政策規則解説

1.『産業固形廃棄物台帳作成ガイドライン(試行)』

<政策背景>

企業の固形廃棄物の管理レベル向上を促進するために、生態環境部は『中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法』第36条により、『産業固形廃棄物台帳作成ガイドライン(試行)』を策定し、本ガイドラインで固形廃棄物台帳制度の規範化を行った。

<施行日>：2021年12月30日

<適用範囲>：一般固形廃棄物を排出する企業（危険廃棄物には適用しない）

<政策概要>

1. 台帳に対する段階別管理を実施する；
2. 事業者のデジタル台帳管理システムの使用を奨励する；
3. 責任者は台帳の正確な記載に対する監督・管理責任を負う；
4. 台帳管理や保存をする担当者を設定する。台帳の保存期間は5年間以上にすべきである；
5. 重要な箇所において監視カメラを設置し、台帳の正確さを向上させる。

(出所)

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202112/t20211231_965899.html

【免責事項】

・上記の内容は、中国政府によって公式にリリースされた情報またはその他のメディアの公開情報に基づいたもので、当社は関連情報の収集、編集、翻訳のみを行い、内容の正確性と信頼性について責任を負いません。当社は、当社が提供する情報に基づいて読者が下した判断または決定に対して、いかなる法的責任も負わないものとします。

上記の情報に関連する法律文書はすべて、中国の公式サイトから選定され、中国語から日本語に翻訳されたものです。ご利用にあたり、標記の曖昧さが生じる場合、中国語版を正本とします。必要に応じて、中国の法律に精通している専門家にご相談ください。

【相談窓口】

JETRO 広州では、環境・省エネ分野を専門とするコーディネーターをパートナーに、皆様からの相談にご対応させていただいております。どうぞ気軽にご相談ください。よろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

JETRO 広州事務所 担当：田中、朱

メール：PCG@jetro.go.jp

TEL: 020-8762-0060